

長野県アイスホッケー連盟専門委員会規定

(設置)

第1条 長野県アイスホッケー連盟会則第37条の規定に基づき専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称、定数及び分掌)

第2条 委員会の名称、定数及び分掌は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 各委員長及び総務副委員長は、理事をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 副委員長及び委員は、委員長の推薦により理事会の議決を経て会長が委嘱する。

- 2 連盟登録会員以外から学識経験者等を専門委員として委嘱する場合、その人数は各委員会の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第5条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 会長、副会長、理事長及び副理事長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 委員長は、会議開催の都度議事録を作成し、理事長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この規定は、昭和54年7月7日から施行する。
昭和56年9月27日 規定の一部を改正する。
平成12年7月1日 規定の一部を改正する。
平成13年7月22日 規定の一部を改訂する。
平成19年11月22日 規定の一部を改訂する。
平成20年7月13日 規定の一部を改訂する。
平成25年8月4日 規定の一部を改訂する。
平成29年9月12日 規定の一部を改訂する

(別表)

名 称	定 数	分 掌
総 務 委 員 会	10名以内	理事会に関する事 事業計画及び収支予算に関する事 財務に関する事(事業報告、収支決算) 登録に関する事 諸規定の制定及び改廃に関する事 刊行物の発行に関する事 公印の保管に関する事 渉外に関する事 その他会長が指示した事項に関する事 他の委員会に属さない事
ジュニア委員会		アイスホッケーの普及・振興に関する事 主として中学生以下の選手の競技力向上に関する事 県代表選手の選考に関する事 講習会等の開催に関する事 その他会長が指示した事項に関する事
レディース委員会	10名以内	主として中学生以上の女子選手の競技力向上に関する事 県代表選手の選考に関する事 講習会等の開催に関する事 その他会長が指示した事項に関する事
国体強化委員会	10名以内	主として高校生以上の男子選手の競技力向上に関する事 主として中学生以上の女子選手の競技力向上に関する事 指導者の養成に関する事 県代表選手の選考に関する事 その他会長が指示した事項に関する事
オールドタイマー 委 員 会	10名以内	オールドタイマーアイスホッケーの普及に関する事 競技会等の開催及び選手の派遣に関する事 その他会長が指示した事項に関する事
競技事業委員会	10名以内	競技会の開催に関する事 競技記録に関する事 競技運営及び施設に関する事 その他会長が指示した事項に関する事
レフェリー委員会	10名以内	審判員の養成に関する事 競技会のレフェリーに関する事 その他会長が指示した事項に関する事
インライン委員会	10名以内	インラインホッケーの振興、普及に関する事 インラインホッケー競技会を開催すること その他会長が指示した事項に関する事
医 事 委 員 会	10名以内	競技会のリンクドクターに関する事 競技会場の医事に関する事 選手のメディカルサポートに関する事 その他会長が指示した事項に関する事
企画広報委員会	10名以内	連盟の発展のための事業の企画に関する事 連盟の行う事業の広報・宣伝に関する事 競技施設の確保・拡充に関する事 その他会長が指示した事項に関する事